

## 日本国環境省と欧州復興開発銀行との意向表明書（仮訳）

日本国環境省（以下「環境省」）と欧州復興開発銀行（以下「EBRD」）は、環境省と EBRD との間の 2024 年 11 月 14 日付協力覚書のため、以下の認識を共有する。

- i. 環境省は、EBRD の任務及び日本とそのパートナー国が運営する二国間クレジット制度として知られる制度を推進するため、EBRD の受益国及び潜在的な受益国での EBRD プロジェクトにおける温室効果ガスの排出削減及び大気中からの温室効果ガスの除去の促進に焦点を当てた新たな二者間協力基金（以下「基金」）を EBRD と設立することによって、EBRD プロジェクトを引き続き支援する意向を表明した。この観点から、環境省は、総額 1 億 5,000 万円という額の最初の拠出を基金に対して行う意向を表明した。
- ii. 環境省と EBRD は、EBRD の受益国及び潜在的な受益国における脱炭素化に貢献するプロジェクトの推進に関し、引き続き協力していくことを意図する。

環境省と EBRD はそれぞれ、本書簡が、誠意をもって表明されたそれぞれの見解と意図を反映したものと認識するとともに、いかなる法的又は財政的義務や、いずれかの側にいかなる責任を発生させないことを認識する。第三者が本書簡からいかなる法的利益を得ることはない。

本書簡は、欧州復興開発銀行設立協定、国際条約、または適用されるいかなる法律の下で明示または暗示される、EBRD に付与されたいかなる特権、免除、免責の放棄、無効化、その他の変更を構成するものでも、解釈されるものでもない。

本書簡の解釈または適用に起因または関連するいかなる紛争も、協議を通じて友好的に解決される。

環境省及び EBRD がそれぞれ代表者を通じて、環境省のために 1 通、EBRD のために 2 通の計 3 通の本書簡の原本に英語で署名した。

2025 年 3 月 5 日、日本国東京にて署名

日本国環境省のために

欧州復興開発銀行のために

---

小林 史明

---

ユルゲン・リグテリンク

環境副大臣

第一副総裁